

# 品川区エイズおよび性感染症相談・検査実施要綱

制定 昭和 63年4月15日 区長決定

	要綱第 36号
一部改正 平成 元年4月	要綱第 19号
一部改正 平成 8年4月	要綱第 29号
一部改正 平成13年3月	要綱第 63号
全部改正 平成13年8月	要綱第171号
一部改正 平成16年3月	要綱第 34号
一部改正 平成21年4月	要綱第 79号
一部改正 平成28年4月	要綱第145号
一部改正 平成31年4月	要綱第 65号
一部改正 令和 5年3月	要綱第 75号

## (目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定に基づき制定された後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成30年厚生労働省告示第9号)及び性感染症に関する特定感染症予防指針(平成30年厚生省告示第10号)に基づき、エイズ・性感染症検査の推奨および受検・相談の機会の提供を行うことにより、エイズ・性感染症の早期発見および予防を図ることを目的とする。

## (実施機関)

第2条 実施機関は保健予防課、品川保健センター、大井保健センターおよび荏原保健センターとする。

## (相談)

第3条 相談は電話相談および来所相談により行い、匿名で受けることができる。

2 相談は医師および保健師等が対応し、相談者が検査を希望した場合は、日時を指定するとともに、受付および検査の手順を説明する。

## (検査)

第4条 検査は、検査を希望する本人の意思に基づき受けるものとする。

2 検査は、エイズおよび性感染症に関する理解を深めるための事前カウンセリングを行ったうえで実施する。

3 検査を希望する者は、検査申込書(様式第1号)等により申し込むものとする。

4 検査は、エイズ・梅毒の併用実施を原則とするが、エイズのみあるいはエイズを含む一部併用での検査実施も可能とする。

## (検査内容)

第5条 検査内容は次のとおりとする。

(1) 問診

(2) HIV抗原抗体検査及び梅毒抗原検査ならびにHIV即日検査

## (検査実施機関)

第6条 検査は、専門の検査機関に委託する。

(検査結果の取扱)

第7条 検査結果は、実施機関が受診者に対し、直接口頭により伝えるものとする。

2 来所以外(電話等)の方法による検査結果の問い合わせには応じない。

3 陽性者に対しては、病気の内容および精密検査が必要なことを説明し、エイズ診療協力病院等の医療機関を紹介するものとする。

(証明書の発行)

第8条 証明書の発行は行わない。

(検査費用)

第9条 検査費用は無料とする。

(周知)

第10条 広報紙等により、あらゆる機会を利用して事業の周知を図るものとする。

(実績報告等)

第11条 品川保健センター長、大井保健センター長、および荏原保健センター長は、毎月の実施状況について品川区保健所長に報告する。品川区保健所長は、エイズについては「エイズ相談受付・HIV検査実施状況報告書」(様式第2号)により、梅毒については「性感染症検査実施報告書」(511報告)により、東京都知事に報告するものとする。

2 品川区保健所長は、エイズ検査の結果が陽性の場合、「後天性免疫不全症候群発生届」(様式第3号)により東京都知事に報告するものとする。

(プライバシーの保護)

第12条 実施機関は、検査の実施に当たって、受検者を匿名とするとともに、プライバシーの保護に十分配慮するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 元 年 3 月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8 年4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月 1日から適用する。